○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（名古屋地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　アイピー・アセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都港区芝５―31―19
３．代表者の氏名　代表取締役　増山　博昭
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第493号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　インベストメント・エージェンシー株式会社
２．住所　東京都千代田区東神田２―10―15　田中ビル８階
３．代表者の氏名　代表取締役　大池　孝二
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第569号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社エス・アイ・アドバイザリー
２．住所　東京都港区赤坂７―４―18―205
３．代表者の氏名　代表取締役　保本　英司
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第603号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　オルタナティブ・インベスターズ株式会社
２．住所　東京都港区新橋一丁目18番２号
３．代表者の氏名　代表取締役　矢野　　正
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第660号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社鈴高ホールディングス
２．住所　東京都港区芝１―９―２
３．代表者の氏名　代表取締役　鈴木達比古
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第806号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　AMP Capital Investors Japan株式会社
２．住所　東京都千代田区大手町一丁目５番１号　大手町ファーストスクエア　イーストタワー４階
３．代表者の氏名　代表取締役　サイモン・ローレンス・ヴィンソン
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1886号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　南青山資産運用コンサルティング株式会社
２．住所　東京都港区南青山三丁目５番２号
３．代表者の氏名　代表取締役　濵原　寛子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2228号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ハイマーク・キャピタル・マネジメント・インク
２．住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市カリフォルニア・ストリート350番地
３．代表者の氏名　取締役会長、社長兼最高業務執行役員アール・Ａ・マームⅡ世
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第949号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年４月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成21年10月13日
関東財務局長　厚木　　進